

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等算定結果

1 算定の趣旨

県は、国保財政運営のため、保険給付費等（保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等）の財源のうち市町村が負担する**国民健康保険事業費納付金**等を国から示される係数を用いて算定し、毎年、市町村へ提示している。

2 主な算定条件

（1）保険給付費等の推計

全体の被保険者数の減や 1 人当たり医療費の増加等を考慮して推計した。

令和 7 年度保険給付費等 1, 0 5 8. 5 億円
（令和 6 年度 1, 0 6 9. 6 億円）

（2）国庫負担金等の見込み

保険給付費等の財源となる国庫負担金等については、国から示された係数を用いて算定した。

また、前期高齢者交付金については、概算と実績との差を 2 年後に精算する仕組みとされているため、国の助言通知に基づき、精算見込額は当年度に使わずに留保する。

（3）納付金等の算定

県全体の納付金額を国から示された係数に基づき算定し、市町村ごとの被保険者数、所得水準及び医療費水準等に応じて各市町村に按分した。なお、保険税水準の統一に向けた取組として、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を行うこととしており、令和 5 年度の算定（令和 6 年度納付金）から段階的に調整を行っている。

また、各市町村の納付金額に市町村へ交付される国費等や市町村が行う保健事業等に要する経費等を加減算し、「標準保険税率の算定に必要な保険税総額」及び「標準保険税率」を算定し、納付金の額とあわせて市町村に提示した。

（4）年度間の激変緩和措置の実施（県財政安定化基金の財政調整事業）

安定的な財政運営の確保のため、前年度から激変が生じないように、県財政安定化基金の財政調整事業分約 3. 2 億円を充当し、各市町村の納付金の減算（年度間の激変緩和）を行った。

3 算定結果（年度間の激変緩和後）

（1）納付金額

県合計 3 1 2. 8 億円（令和 6 年度 3 1 4. 5 億円）

（2）1 人当たり保険税必要額

県平均 1 1 8, 2 6 8 円（令和 6 年度 1 1 5, 2 5 7 円）

令和7年度国保事業費納付金及び標準保険税率の算定結果

資料 1

5

市町村名	国保事業費 納付金 (円)	市町村標準保険税率(3方式)											
		医療分			後期分			介護分			合計		
		所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)	
宮崎市	10,840,998,990	7.77	33,447	22,218	2.81	11,998	7,970	2.31	11,956	6,065	12.89	57,401	36,253
都城市	4,740,088,813	8.04	34,607	22,989	2.91	12,391	8,231	2.29	11,815	5,993	13.24	58,813	37,213
延岡市	3,088,698,275	7.09	30,524	20,276	2.79	11,888	7,897	2.28	11,773	5,972	12.16	54,185	34,145
日南市	1,509,673,253	8.01	34,467	22,896	2.82	12,020	7,984	2.25	11,632	5,900	13.08	58,119	36,780
小林市	1,472,969,368	8.66	37,282	24,765	2.72	11,584	7,695	2.24	11,583	5,875	13.62	60,449	38,335
日向市	1,614,771,447	7.91	34,076	22,636	2.75	11,707	7,777	2.20	11,366	5,765	12.86	57,149	36,178
串間市	587,745,085	7.48	32,219	21,402	2.83	12,071	8,018	2.22	11,471	5,819	12.53	55,761	35,239
西都市	1,211,584,490	8.30	35,751	23,748	2.76	11,769	7,818	2.33	12,064	6,119	13.39	59,584	37,685
えびの市	587,033,899	7.87	33,897	22,517	2.77	11,820	7,852	2.22	11,485	5,826	12.86	57,202	36,195
三股町	687,148,977	8.15	35,089	23,309	2.76	11,782	7,827	2.29	11,848	6,010	13.20	58,719	37,146
高原町	313,721,476	7.83	33,693	22,381	2.70	11,523	7,654	2.23	11,500	5,833	12.76	56,716	35,868
国富町	644,604,927	8.38	36,102	23,982	2.68	11,431	7,594	2.23	11,532	5,849	13.29	59,065	37,425
綾町	255,810,146	7.59	32,678	21,707	2.76	11,756	7,809	2.34	12,083	6,129	12.69	56,517	35,645
高鍋町	562,149,126	8.15	35,105	23,320	2.69	11,466	7,616	2.26	11,679	5,924	13.10	58,250	36,860
新富町	548,453,729	7.78	33,478	22,239	2.80	11,920	7,918	2.33	12,037	6,106	12.91	57,435	36,263
西米良村	31,488,288	12.18	52,438	34,833	2.92	12,463	8,279	2.34	12,111	6,143	17.44	77,012	49,255
木城町	158,707,198	7.53	32,437	21,547	2.77	11,797	7,836	2.27	11,753	5,961	12.57	55,987	35,344
川南町	604,476,632	9.13	39,303	26,108	2.81	11,958	7,943	2.30	11,900	6,036	14.24	63,161	40,087
都農町	398,246,998	8.02	34,540	22,944	2.78	11,869	7,884	2.33	12,052	6,113	13.13	58,461	36,941
門川町	533,530,869	8.01	34,475	22,901	2.79	11,908	7,910	2.31	11,923	6,048	13.11	58,306	36,859
諸塚村	35,110,254	5.95	25,633	17,027	2.62	11,172	7,421	2.21	11,402	5,784	10.78	48,207	30,232
椎葉村	69,067,425	6.71	28,878	19,183	2.72	11,584	7,695	2.17	11,236	5,700	11.60	51,698	32,578
高千穂町	356,738,920	7.81	33,622	22,334	2.76	11,757	7,810	2.19	11,309	5,737	12.76	56,688	35,881
日之影町	131,307,210	5.23	22,511	14,953	2.72	11,602	7,707	2.24	11,561	5,864	10.19	45,674	28,524
五ヶ瀬町	111,940,618	7.14	30,757	20,431	2.69	11,472	7,621	2.17	11,235	5,699	12.00	53,464	33,751
美郷町	179,794,443	8.56	36,860	24,485	2.79	11,871	7,886	2.27	11,752	5,961	13.62	60,483	38,332
合計・平均	31,275,860,856	7.87	33,874	22,502	2.80	11,953	7,940	2.29	11,815	5,993	12.96	57,642	36,435

都道府県標準保険税率(2方式)		
	所得割率	均等割額
	(%)	(円)
医療分	7.93	48,404
後期支援金分	2.84	17,076
介護納付金分	2.35	16,879
合計	13.12	82,359

【国保事業費納付金】

市町村が県に納付する納付金額。

【市町村標準保険税率】

県内統一の算定方法を用いて算定した、市町村ごとの標準的な保険税率。本県では、所得割・均等割・平等割のいわゆる3方式を用いている。

実際に市町村が賦課する税率(方式)とは必ずしも一致しない。

【都道府県標準保険税率】

国から示された算定方法を用いて算定した、都道府県ごとの標準的な保険税率。所得割・均等割のいわゆる2方式を用いている。

令和7年度納付金と保険税の関係について(イメージ図)

資料 1

単位: 億円

